

泉自然公園駐車場管理規程

1 名称

泉自然公園第1駐車場

所在地 千葉県千葉市若葉区野呂町108番地

2 駐車場設置者

(1) 所在地 千葉市中央区千葉港1番1号

(2) 名称 千葉市

(3) 代表者 千葉市長 熊谷 俊人

3 駐車場管理者

(1) 所在地 千葉県千葉市中央区新田町5-10

(2) 名称 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 千葉事務所

(3) 電話 043-241-9400

(4) 代表者 千葉事務所 所長 長谷川 俊彌

第1章 総則 (第1条～第6条)

第2章 利用 (第7条～第13条)

第3章 駐車料金 (第14条)

第4章 引取りのない車両の措置 (第15条～第18条)

第5章 保管責任及び損害賠償 (第19条～第23条)

第6章 雑則 (第24条)

第1章 (総則)

(通則)

第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業期間及び営業時間は、原則次の表の通りとする。これによらない場合は、事前にホームページ等で告知する。

期間	営業時間
4月1日～9月30日	午前8時30分～午後5時00分
10月1日～3月31日	午前8時30分～午後4時30分

(利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用は、入庫した日の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得な

い場合には、駐車場管理（以下「管理者」という。）との協議によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、爆発又は器物の損害、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃等を行うため必要があると認められる場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上とくに必要があるとき。

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて白線枠内に収まる車両であることとし、次の表のとおりとする。ただし、管理者が許可した車両は、この限りではない。

車両の種別	制限基準（単位：メートル）		
	幅	高さ	長さ
大型バス	2.5	3.8	12
マイクロバス	2.1	2.8	8
普通自動車	2.1	2.5	6

2 3月下旬から4月の上旬の混雑時期及び管理者が予め指定した時期において、大型バス及びマイクロバスの利用を制限することがある。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第7条 車両が入庫するときは精算機において駐車料金を納付して入庫するものとする。ただし、料金を徴収せず無料で開放する場合はこの限りではない。

2 車両の入庫は原則営業時間終了の30分前までとする。ただし、管理者との協議により延長が認められる場合はこの限りではない。

3 車両の出庫は営業時間内に行うものとする。ただし、管理者との協議により延長が認められる場合はこの限りではない。

（駐車位置）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場の出入口および、駐車場内では徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条 前項に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 場内は禁煙とする。また、火器を使用しないこと。
- (2) ごみは場内へ投棄せず、持ち帰ること。
- (3) 場内において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (4) 場内において宿泊しないこと。
- (5) 場内において車両を洗車しないこと。
- (6) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損害を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員へ届け出ること。
- (7) 駐車中は必ずエンジンを停止しサイドブレーキをかけ、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (8) 場内では営業（管理者が許可した場合は除く）、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為はしないこと。
- (9) 車内に乳幼児を放置しないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止する他、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(事故に対する措置)

第12条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(出庫拒否)

第13条 管理者は、前条に規定する措置をとるために必要があるときは、駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(駐車料金)

第14条 駐車料金は、原則、車両1台1回につき次の表のとおりとする。これによらない場合は、事前にホームページ等で告知する。

車種	料金の額
大型バス	1,500 円
マイクロバス	1,000 円
普通車	400 円

(消費税を含む)

第4章 引き取りのない車両の措置

(引き取りの請求)

第15条 利用者があらかじめ管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、管理者は利用者に対して通知又は駐車場における提示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における提示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをすることができない。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第16条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第17条 管理者は、第15条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場に掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第18条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における提示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から3ヵ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引き取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅延なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払を請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び賠償責任

（保管責任）

第19条 管理者は、利用者から利用料金を受領したときから出庫させたときまで、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第20条 管理者は、車両保管にあたり、第21条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(免責事由)

第21条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

(4) 第5条の規定による営業休止等の措置

(5) 第11条の規定による措置

(6) 第16条に規定される車両の調査

(7) 第17条に規定される車両の移動

(8) 第18条に規定される車両の処分

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第22条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

第23条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第24条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

平成29年4月1日 制定

泉自然公園駐車場管理規程

1 名称

泉自然公園第2駐車場

所在地 千葉県千葉市若葉区野呂町108番地外

2 駐車場設置者

(1) 所在地 千葉市中央区千葉港1番1号

(2) 名称 千葉市

(3) 代表者 千葉市長 熊谷 俊人

3 駐車場管理者

(1) 所在地 千葉県千葉市中央区新田町5-10

(2) 名称 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 千葉事務所

(3) 電話 043-241-9400

(4) 代表者 千葉事務所 所長 長谷川 俊彌

第1章 総則 (第1条～第6条)

第2章 利用 (第7条～第13条)

第3章 駐車料金 (第14条)

第4章 引取りのない車両の措置 (第15条～第18条)

第5章 保管責任及び損害賠償 (第19条～第23条)

第6章 雑則 (第24条)

第1章 (総則)

(通則)

第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業期間・営業時間)

第3条 駐車場の営業期間及び営業時間は、原則次の表の通りとする。これによらない場合は、事前にホームページ等で告知する。

期間	営業時間
4月1日～5月31日	午前8時30分～午後5時00分
11月1日～30日・ 3月1日～31日	午前8時30分～午後4時30分

(利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用は、入庫した日の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理（以下「管理者」という。）との協議によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、爆発又は器物の損害、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃等を行うため必要があると認められる場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上とくに必要があるとき。

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて白線枠内に収まる車両であることとし、次の表のとおりとする。ただし、管理者が許可した車両は、この限りではない。

車両の種別	制限基準（単位：メートル）		
	幅	高さ	長さ
普通自動車	2.1	2.5	6

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは駐車料金を係員へ納付して入庫するものとする。ただし、料金を徴収せず無料で開放する場合はこの限りではない。

- 2 車両の入庫は原則営業時間終了の30分前までとする。ただし、管理者との協議により延長が認められる場合はこの限りではない。
- 3 車両の出庫は営業時間内に行うものとする。ただし、管理者との協議により延長が認められる場合はこの限りではない。

(駐車位置)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場の出入口および、駐車場内では徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前項に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 場内は禁煙とする。また、火器を使用しないこと。
- (2) ごみは場内へ投棄せず、持ち帰ること。

- (3) 場内において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (4) 場内において宿泊しないこと。
- (5) 場内において車両を洗車しないこと。
- (6) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損害を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員へ届け出ること。
- (7) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (8) 場内では営業（公園利用者のサービス向上に資するものは除く）、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為はしないこと。
- (9) 車内に乳幼児を放置しないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止する他、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(事故に対する措置)

第12条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(出庫拒否)

第13条 管理者は、前条に規定する措置をとるために必要があるときは、駐車した車両の出庫を拒否することができる。

第3章 利用料金

(駐車料金)

第14条 駐車料金は、原則、車両1台1回につき次の表のとおりとする。これによらない場合は、事前にホームページ等で告知する。

車種	料金の額
普通車	400円

(消費税を含む)

第4章 引き取りのない車両の措置

(引き取りの請求)

第15条 利用者があらかじめ管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、管理者は利用者に対して通知又は駐車場における提示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取れることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをすることができない。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第16条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第17条 管理者は、第15条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場に掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第18条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取れることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から3ヵ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引き取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅延なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払を請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び賠償責任

（保管責任）

第19条 管理者は、利用者から利用料金を受領したときから出庫させたときまで、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第20条 管理者は、車両保管にあたり、第21条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(免責事由)

第21条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

(4) 第5条の規定による営業休止等の措置

(5) 第11条の規定による措置

(6) 第16条に規定される車両の調査

(7) 第17条に規定される車両の移動

(8) 第18条に規定される車両の処分

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第22条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

第23条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第24条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

平成29年4月1日 制定